不動産特定共同事業契約(匿名組合契約型) 契約成立時書面

この書面は、不動産特定共同事業法(以下「法」といい、同法施行規則を「施行規則」といいます。)第 25 条に基づき、不動産特定共同事業者であるセブンスター株式会社(以下「本事業者」という。)と事業参加者との間で締結される不動産特定共同事業契約(匿名組合契約型。以下、「本契約」といいます。)の成立時に、本事業者から事業参加者に交付する書面(以下、「本書面」といいます。)です。

本書面の内容は大変重要ですので、ご熟読のうえ、十分にご確認ください。また、本書面の他、匿名組合契約型不動産特定共同事業契約書の内容もあわせてご確認ください。

不動産特定共同事業契約を締結した日

契約日	契約日
-----	-----

事業参加者の商号若しくは名称又は氏名ならびに出資の内容

氏名	氏名
住所	住所
商品名	商品名
出資口数	出資口数
出資額	出資額
出資割合	出資割合

不動産特定共同事業者に関する事項

商号	セブンスター株式会社
住所	東京都港区芝浦 3-13-16 シーダ芝浦ビル 2
	階
代表者の氏名	鈴木 宏治
許可番号	東京都知事 第 129 号
1. 業務管理者氏名	1. 吉田 佳弘
2. 業務管理者名簿	2. 業務管理者名簿は次の URL よりご確認く
	ださい。
	https://estate.7-star.co.jp/contents/ma
	nager.php

不動産特定共同事業契約に関する事項

法第2条第3項各号に掲げる契約の種別	法第2条第3項第2号に規定する商法上の匿
	名組合契約

事業参加者の権利及び責任の範囲等に関する事項

	<u>* * * :</u>
出資又は賃貸若しくは賃貸の委任の目的で	事業参加者は本事業について次の監視権を
ある財産に関する事業参加者の監視権の有	有します。
無及びその内容	① 年1回、財産管理報告書を受領して、財
	産の管理状況について報告及び説明を受
	ける権利
	② 本事業者の事業所に備え置かれた本事業
	に係る業務及び財産の状況を記載した書
	類の閲覧
事業参加者の第三者に対する責任の範囲	本事業に伴い発生した第三者に対する債務
	は、本事業者が負担することとし、事業参加
	者は故意又は重過失の場合を除き、当該債務
	を負担することはありません。但し、本事業
	において損失が発生した場合は、事業参加者
	は本事業への出資金を上限として、損失を負
	担します。
収益又は利益及び契約終了時における残余	1. 収益又は利益の受領権
財産の受領権並びに出資を伴う契約にあっ	① 本事業から生ずる損益は、法令等及
ては、出資の返還を受ける権利に関する事項	び本契約に従って事業参加者に分配
	します。
ては、出資の返還を受ける権利に関する事項	

- ② 各計算期間について利益が生じた場合、事業参加者は本契約に基づき利益の帰属を受け、当該利益に相当する金銭の分配を受ける権利を有します。
- ③ 各計算期間について損失が生じた場合、事業参加者は本契約に基づき損失を負担し、利益の受けることはできません。但し、事業参加者の損失の負担額は、当該事業参加者の本事業への出資額を上限とします。
- 2. 契約終了時における残余財産の受領権並 びに出資を伴う契約にあっては、出資の 返還を受ける権利
 - ① 本契約が終了した場合、後記、契約 終了時の清算に関する事項(本事業 の清算に関する事項)において記載 のとおり、本事業者は本契約に基づ き清算手続きを行います。
 - ② 当該清算の結果、残余財産がある場合、事業参加者は残余財産を受ける権利を有し、事業参加者の出資割合に応じて出資金の返還を受けることができます。また、本事業者は本契約の解除により契約が終了した場合、本契約の条項に従って、事業参加者に出資金を返還します。

対象不動産の特定及び当該対象不動産に係る不動産取引の内容に関する事項

土地	所在:東京都世田谷区上馬一丁目
	地番: 491番3、491番10、491番
	1 1
	地目:宅地
	地積:129.51㎡
	権利形態:所有権
建物	所在:東京都世田谷区上馬一丁目

	家屋番号:491番3の2
	種類:共同住宅
	構造:鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
	床面積:298.98㎡
	権利形態:所有権
その他の対象不動産を特定するために必要	該当なし。但し、対象不動産は、本事業者が
な事項(本事業者の固有財産、利害関係人が	本事業を行うことを目的に、 2020 年 12 月 31
有する資産を対象不動産とする場合には、そ	 日付で取得したものです。
の旨)	
対象不動産に係る不動産取引の取引態様の	賃貸及び売買
別	
対象不動産に係る借入及びその予定の有無	対象不動産に係る借入れはなく、その予定も
並びに当該借入又はその予定がある場合に	ありません。
は借入先の属性、借入残高又は借入金額、返	
済期限及び返済方法、利率、担保の設定に関	
する事項並びに借入れの目的及び使途	
不動産取引の開始予定日	2020年1月31日
	 但し、申込期間満了前に出資総額に達した場
	 合には、本事業者の判断で申込期間が短縮さ
	 れ、上記不動産取引の開始日が早められるこ
	とがあります。また、申込期間満了後にクー
	リングオフにより解約が生じた場合には、本
	事業者の判断で追加の申込期間が設けられ
	本事業開始予定日を遅らせることができま
	す。
	2022年1月31日
	2022 17] 61
	事業者の判断で上記終了予定目以前に対象
	事業有の判断で工品が「」」だりが前に対象 不動産を売却し、不動産取引を終了させるこ
	个動産を光却し、个動産取引を終了させることがあります。また、不動産市況その他の状
	こがめりより。また、不動産用化での他の状
	优によって上記於「プルロまでに対象不動
	は本契約の期間満了前 1 ヶ月までに事業参
	加者に対し書面又は電子情報処理組織を使用する大法によりる気
	用する方法により通知することにより 2 年
	を超えない範囲で終了予定日を遅らせるこ

とができます。

事業参加者に対する収益又は利益の分配に関する事項

本事業に係る帳簿及び記録	本事業の損益は、法令及び本契約に従って計
	算されます。本事業者は商法第 19 条に基づ
	き、一般に公正妥当と認められる会計の慣行
	に従い、本事業に関する全ての取引に関する
	正確な帳簿及び記録を作成し、かつ、保持す
	るものとします。
本事業の計算期間	本事業の計算期間は、各計算期日(計算期間
	の末日をいい、初回を2020年6月30日とし、
	以降 6 ヶ月ごと及び本事業の清算手続きに
	おいて本事業に係る一切の債務を弁済した
	日又は本事業に帰属する財産の全てが本事
	業に係る債務の弁済に充てられた日としま
	す。以下同じ。) の翌日(但し、最初の計算
	期間については 2020 年 2 月 1 日) から直後
	の計算期日までとします。
本事業の損益の計算方法	本事業者は、各計算期間末に、当該計算期間
	の後記(1)に規定する本事業から生じた収益
	から後記(2)に規定する本事業から生じた費
	用を控除することにより、本事業に係る税引
	前利益(以下、「匿名組合利益」といいます。)
	又は税引前損失(以下、「匿名組合損失」と
	いいます。)を計算します。
	(1) 本事業から生じた利益
	① 象不動産から生じる賃貸収入
	② 対象不動産に係る保険金
	③ 本事業に係る金銭の運用から得ら
	れる受取利息
	④ 匿名組合出資金償還益及び本事業
	に関連する債務の債務免除益
	⑤ 本事業に係るその他の収益
	(2) 本事業から生じた費用
	① 対象不動産の取得、管理、修繕及
	び売却等に要する諸費用

② 対象不動産の売却損 ③ 対象不動産に係る損害保険料 ④ 対象不動産に係る公租公課 ⑤ 本事業に係る日常的な経理業務や 一般管理業務に要する費用その他 の一切の営業費用 ⑥ 匿名組合出資金償還損 ⑦ 本事業の遂行に係る本事業者報酬 本事業の計算期間中の損益の分配 1. 各計算期間に対応する匿名組合損益は、 以下のとおり出資者(以下、本事業者以 外の出資者を総称して「優先出資者」と いう。) 及び本事業者に帰属します。 (1) 当該計算期間について匿名組合損失 が生じた場合、当該匿名組合損失を 以下の順序で分配します。 ① まず、本事業者による本事業に対す る出資(以下、「劣後出資」といい ます。) に係る損失の分配として、 劣後出資の額から当該計算期間の 前の計算期間まで(以下、「経過済 計算期間」といいます。) に本①に 従って本事業者に分配された劣後 出資に係る損失(もしあれば)を控 除した額(但し、経過済計算期間ま でに後記(2)③に従って補てんさ れた金額を加算します。) を限度と して、本事業者に帰属させます。 ② 前①による匿名組合損失の分配後 になお残損失がある場合、優先出資 者による出資(以下、「優先出資」 という。) に係る損失の分配として、 優先出資の総額(以下、「優先出資 総額」という。) から経過済計算期 間に本②に従って優先出資者に分 配された優先出資に係る損失(もし あれば)を控除した額(但し、経過

- 済計算期間までに第(2)号②に従って補てんされた金額を加算します。)を限度として、優先出資総額に対する各優先出資者の出資額の割合(以下、「優先出資割合」といいます。)に応じて各優先出資者に帰属させます。
- ③ 前②による匿名組合損失の分配後 になお残損失がある場合、本事業者 がその固有の勘定において残損失 を負担します。
- (2) 当該計算期間について匿名組合利益 が生じた場合、当該匿名組合利益を 以下の順序で分配します。
 - ① まず、経過済計算期間に上記(1) ③に従って本事業者の固有勘定に 分配された匿名組合損失(もしあれ ば)の合計額(但し、経過済計算期 間までに本①に従って補てんされ た金額を控除する。)に満つるまで の金額を、本事業者の固有勘定に分 配し、本事業者の固有勘定に係る匿 名組合損失の補てんに充当します。
 - ② 前①による匿名組合損失の補てん後になお残利益がある場合、経過済計算期間に上記(1)②に従って優先出資に係る損失(もしあれば)の合計額(但し、経過済計算期間までに本②に従って補てんされた金額を控除する。)に満つるまでの金額を、優先出資割合に応じて各優先出資者に分配し、各優先出資者の優先出資とに係る匿名組合損失の補てんに充当します。

- ③ 前②による匿名組合損失の補てん後になお残利益がある場合、経過済計算期間に上記(1)①に従って本事業者に分配された劣後出資に係る損失(もしあれば)の合計額(但し、経過済計算期間までに本③に従って補てんされた金額を控除する。)に満つるまでの金額を、本事業者に分配し、本事業者の劣後出資に係る匿名組合損失の補てんに充当します。
- ④ 前③による匿名組合損失の補てん後になお残利益がある場合、優先出資に係る利益の分配として、当該計算期間の末日時点における優先出資者の出資額に当該計算期間の実日数を乗じ365で除し、4.5%を乗じた金額に満つるまでの金額を、優先出資割合に応じて優先出資者に帰属させます。
- ⑤ 前④による匿名組合利益の分配後 になお残利益がある場合、劣後出資 に係る利益の分配として、残利益を 本事業者に帰属させます。
- 2. 本事業者は、各計算期間末の属する月の 2 か月後応当月の最終営業日までの間 で、本事業者が裁量により指定する日 (以下「金銭配当日」という。)に、前 項(2)④及び⑤に基づき各優先出資者 および本事業者に分配された当該計算 期間に係る匿名組合利益(もしあれば。 但し、前項(2)①ないし③に基づき匿 名組合損失の補てん充当された匿名組 合利益は含まれない。)相当額の金銭を 各優先出資者に支払いまたは本事業者 が収受します。

対象不動産の売却時の損益の分配

本事業者は、対象不動産全部の売却等が行われた場合には、当該売却等が行われた日を最終の計算期日として、上記「本事業の計算期間中の損益の分配」に基づく計算及び損益分配を行った上で、対象不動産の税引前売却益(以下、「売却利益」といいます。)又は対象不動産の税引前売却損(以下、「売却損失」といい、売却利益及び売却損失を総称して「売却損益」といいます。)を計算します。この場合、当該売却損益は、以下のとおり優先出資者及び本事業者に帰属します。

- (1) 売却損失が生じた場合、当該売却損 失を以下の順序で分配します。
 - ① まず、劣後出資に係る損失の分配として、劣後出資の額から経過済計算期間に上記「本事業の計算期間中の損益の分配」第1項(1)①に従って本事業者に分配された劣後出資に係る損失(もしあれば)を控除した額(但し、経過済計算期間まで上記「本事業の計算期間中の損益の分配」第1項(2)③に従って補てんされた金額を加算する。)を限度として、本事業者に帰属させます。
 - ② 前①による売却損失の分配後になお残損失がある場合、優先出資に係る損失の分配として、優先出資総額から経過済計算期間に上記「本事業の計算期間中の損益の分配」第1項(1)②に従って優先出資に係る損失(もしあれば)を控除した額(但し、経過済計算期間まで上記「本事業の計算期間中の損益の分配」第1項(2)②に従って補てんされた金額を加算する。)を限度として、優先出資割

- 合に応じて各優先出資者に帰属さ せます。
- ③ 前②による売却損失の分配後にな お残損失がある場合、本事業者がそ の固有の勘定において残損失を負 担します。
- (2) 売却利益が生じた場合、当該売却利益を以下の順序で分配します。
 - ① まず、経過済計算期間に上記「本事業の計算期間中の損益の分配」第 1 項 (1) ③に従って本事業者の固有勘定に分配された匿名組合損失(もしあれば)の合計額(但し、経過済計算期間までに上記「本事業の計算期間中の損益の分配」第 1 項 (2) ①に従って補てんされた金額を控除する。)に満つるまでの金額を、本事業者の固有勘定に分配し、本事業者の固有勘定に係る匿名組合損失の補てんに充当します。
 - ② 前①による匿名組合損失の補てん後になお残利益がある場合、経過済計算期間に上記「本事業の計算期間中の損益の分配」第1項(1)②に従って優先出資者に分配された優先出資に係る損失(もしあれば)の合計額(但し、経過済計算期間中の損益の分配」第1項(2)②に従って補てんされた金額を控除する。)に満つるまでの金額を、優先出資割合に応じて各優先出資者に分配し、各優先出資者の優先出資と係る匿名組合損失の補てんに充当します。
 - ③ 前②による匿名組合損失の補てん 後になお残利益がある場合、経過済

計算期間に上記「本事業の計算期間中の損益の分配」第1項(1)①に従って本事業者に分配された劣後出資に係る損失(もしあれば)の合計額(但し、経過済計算期間までに上記「本事業の計算期間中の損益の分配」第1項(2)③に従って補てんされた金額を控除する。)に満つるまでの金額を、本事業者に分配し、本事業者の劣後出資に係る匿名組合損失の補てんに充当します。

- ④ 前③による匿名組合損失の補てん後になお残利益がある場合、優先出資に係る利益の分配として、当該計算期間の末日時点における優先出資者の出資額に最初の計算期間の初日から最終の計算期日までの実日数を乗じ365で除し0%を乗じた金額に満つるまでの金額を、優先出資割合に応じて優先出資者に帰属させます。
- ⑤ 前④による売却利益の分配後にな お残利益がある場合、劣後出資に係 る利益の分配として、残利益を本事 業者に帰属させます。

匿名組合損失の会計処理

本契約に基づき分配された匿名組合損失については、同額の出資の払戻しとして会計処理します。また、当該匿名組合損失が本条に基づき匿名組合利益によって補てんされた場合、同額について出資の追加があったものとして会計処理します。

不動産特定共同事業契約に係る財産の管理に関する事項

法第 27 条に規定する財産の分別管理を行っている旨

本事業者は法第 27 条に基づき、本契約に係る財産を本事業者の固有財産及び本事業以外の他の不動産特定共同事業契約に係る財

	産と分別して管理するため、匿名組合勘定を
	本事業者固有の勘定とは分別して管理しま
	す。
当該分別管理が信託法(平成 18 年法律第 108	匿名組合勘定による分別管理は、信託法第
号)第34条に基づく分別管理とは異なる旨	334条の分別管理とは異なり、本事業者が破
	産等した場合には保全されません。
修繕費、損害保険料その他対象不動産を管理	本事業者は、対象不動産に相当と認められる
するために必要な負担に関する事項	方式及び額の損害保険契約を保険事業者と
	行う。
	11 7 0
上記の他、不動産特定共同事業契約に係る財	本事業者は、対象不動産の賃貸、管理、売却
上記の他、不動産特定共同事業契約に係る財産の管理に関する事項	
	本事業者は、対象不動産の賃貸、管理、売却
	本事業者は、対象不動産の賃貸、管理、売却その他本事業の目的を達成するために必要
	本事業者は、対象不動産の賃貸、管理、売却 その他本事業の目的を達成するために必要 と判断する行為をすることができます。ま
	本事業者は、対象不動産の賃貸、管理、売却 その他本事業の目的を達成するために必要 と判断する行為をすることができます。ま た、善良の管理者の注意義務をもって誠実か

契約期間に関する事項

>40 40 40 40 40 40 A	
契約期間	2020年2月1日から2022年1月31日まで
	但し、申込期間満了前に出資総額に達した場
	合には、本事業者の判断で申込期間が短縮さ
	れ、上記不動産取引の開始日が早められるこ
	とがあります。また、申込期間満了後にクー
	リングオフにより解約が生じた場合には、本
	事業者の判断で追加の申込期間が設けられ
	本事業開始予定日を遅らせることができま
	す。
契約の延長等に関する事項	不動産市況その他の状況を踏まえ、本事業者
契約の延長等に関する事項	不動産市況その他の状況を踏まえ、本事業者 の判断で上記終了予定日以前に対象不動産
契約の延長等に関する事項	
契約の延長等に関する事項	の判断で上記終了予定日以前に対象不動産
契約の延長等に関する事項	の判断で上記終了予定日以前に対象不動産 を売却することにより、上記契約期間が短縮
契約の延長等に関する事項	の判断で上記終了予定日以前に対象不動産 を売却することにより、上記契約期間が短縮 されることがあります。また、上記契約期間
契約の延長等に関する事項	の判断で上記終了予定日以前に対象不動産 を売却することにより、上記契約期間が短縮 されることがあります。また、上記契約期間 内に対象不動産全部の売却が完了しない場
契約の延長等に関する事項	の判断で上記終了予定日以前に対象不動産を売却することにより、上記契約期間が短縮されることがあります。また、上記契約期間内に対象不動産全部の売却が完了しない場合に、本事業者は本契約の期間満了前1ヶ月
契約の延長等に関する事項	の判断で上記終了予定日以前に対象不動産を売却することにより、上記契約期間が短縮されることがあります。また、上記契約期間内に対象不動産全部の売却が完了しない場合に、本事業者は本契約の期間満了前1ヶ月までに事業参加者に対し書面又は電子情報

延長することができます。

契約終了時の清算に関する事項

本契約の終了に関する事項	本契約は、以下のいずれかの事由が生じた場
	合には終了します。かかる事由の発生により
	本契約が終了した場合、本事業者は、事業参
	加者に直ちに通知するものとします。
	(1) 本契約の契約期間の満了
	(2) 対象不動産全部の売却等の完了
	(3) 本事業の継続の不能
	(4) 本事業者に係る破産手続開始の決定
	(5) 本事業の出資総額が前記「出資を伴う
	契約に関する事項」に記載の出資予定総額に
	満たない場合であって、本事業者が自ら出資
	を行わないときその他のやむを得ない事由
	があるとき
本事業の清算に関する事項	本契約が終了した場合、本事業者は、本事業
	において金銭以外の資産があればこれを換
	価処分し、本事業に係る一切の資産から本事
	業者報酬を含む本事業に係る一切の債務を
	弁済し、前述「事業参加者に対する収益又は
	利益の分配に関する事項」及び「本事業の計
	算期間中の損益の分配」の定めに従い、速や
	かに最終の計算期間に係る匿名組合損益及
	び事業参加者に分配すべき匿名組合損益を
	確定し、本事業に属する金銭から清算手続き
	に要する費用その他の残余財産から支払わ
	れるべき費用を控除した金額をもって、以下
	の順序で優先出資者及び本事業者に対して
	出資の価額の返還をおこないます。
	1. 優先出資総額に満つるまでの金額をもっ
	て、優先出資割合に応じて各優先出資者に対
	して、出資の価額を返還します。
	2. 前号の返還後になお残額がある場合、本事
	業者に対して出資の価額を返還します。

契約の解除に関する事項

契約の解除又は組合からの脱退の可否及び その条件

- 1. 事業参加者は、やむを得ない事由が存在する場合には、本事業者に対して書面によって通知することにより、本契約を解除することができます。また、事業参加者が死亡した場合又は後見開始の審判を受けた場合には、その相続人又は成年後見人は、本事業者に対して書面によって通知することにより、本契約を解除することができます。(尚、やむを得ない事由とは、本事業者の重要な義務、例えば、出資・利益分配・営業執行義務等の懈怠、又はその義務の履行不能のような場合をいいます。)
- 2. 本事業者が破産手続き開始の決定を受けた場合には、本契約は当然に終了します。

契約の解除又は組合からの脱退の方法

本事業者は、上記「契約の解除又は組合から の脱退の可否及びその条件」によって本契約 が終了又は解除した場合は、本契約約款第8 条第4項に準じて、速やかに当該事業参加者 に分配すべき本契約の終了日までの匿名組 合損益を算定し、当該損益を分配した場合に 生ずる当該事業参加者に対する債権債務を 計上した上で、当該事業参加者に対し、出資 の価額の返還として、当該事業参加者の出資 額から本契約の終了日までに当該事業参加 者に分配された匿名組合損失(もしあれば) を控除した額(但し、本契約の終了日までに 本契約第8条第4項第(2)号②に従って補て んされた金額を加算する。)(但し、当該額が 本事業の純資産額(本事業に係る資産の価額 から負債の価額を控除した額をいう。以下同 じ。) に事業参加者の優先出資割合を乗じた 金額を上回る場合には、本事業の純資産額に 事業参加者の優先出資割合を乗じた金額)を 支払います。

契約の解除又は組合からの脱退に係る手数

契約の解除に係る手数料は発生致しません

料	
契約の解除又は組合からの脱退の申込期間	契約の解除に係る申込期間に制限はありません。
契約の解除又は組合からの脱退が多発した ときは、不動産取引を行うことができなくな るおそれがある旨	事業参加者は、本事業に対して出資を行う匿名組合契約の解除が多発したとき、本事業者が本事業を継続することができなくなるおそれがあることを、予め確認し了承するもの
事業参加者は、その締結した不動産特定共同 事業契約について法第二十五条第一項の書	とします。 1. 事業参加者は、本事業者から法第25条の 書面の交付を受けた日(当該書面の交付に代
面を受領した日(当該書面の交付に代えて、 第四十四条に規定する方法により当該書面 に記載すべき事項の提供が行われた場合に	えて、本事業者のホームページにおいて電子 情報処理組織を使用する方法により当該書 面に記載すべき事項の提供が行われた場合
あっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日。第五十四条第三号において同じ。)から起算して八日を経過するま	にあっては、当該書面に記載すべき事項が事業参加者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録された日)から起算して
での間、書面により当該不動産特定共同事業契約の解除を行うことができる旨	8日を経過するまでの間、本事業者に対して 書面によって通知することにより、本契約を 解除することができます。
法第26条第2項及び第3項の規定に関する 事項	2. 前項に基づく契約の解除は、事業参加者が本契約の解除を行う旨の書面を発したときに効力を生じます。また、前項に基づく本契約の解除によって、事業参加者は何らの手続きを要することなく、当然に本事業に係る
	事業参加者でなかったものとみなさます。 3. 第 1 項に基づき本契約が解除された場合、本事業者は、事業参加者に対し、出資金額を返還(受入している場合)するものとし、当該解除に伴う損害賠償又は違約金の支払
	いを請求することはできないものとします。

不動産特定共同事業者の報酬に関する事項(下記の報酬及び事務手続きに係る手数料には 別途消費税がかかります。)

報酬の計算方法	1.	本事業組成の対価として、対象不動産の
	取	得時に、0円
	2.	各計算期間に係る対象不動産の管理運営

	の対価として、金銭の分配時に、対象不動産
	の賃料収入の1%
	3. 対象不動産の全部又は一部の売却等の対
	価として、金銭の分配時に、売却等の価格の
	1%
	4. 本契約上の地位の譲渡に伴う事務手続の
	対価として、譲渡の完了時に、金 55,000円
支払額 (未定の場合にあってはその旨)	上記、「報酬の計算方法」のとおり算出され
	るため、具体的な金額は未定です。
支払方法	上記、「報酬の計算方法」1 ないし 3 につい
	ては、本事業に係る費用として、本事業に係
	る財産から支払を受けます。また、4の譲渡
	に伴う事務手数料については、当該譲渡人と
	なる事業参加者より本事業者が別途指定す
	る預金口座へお振込みいただく方法により
	お支払いただきます。なお、当該振込手数料
	は当該譲渡人となる事業参加者にご負担願
	います。
支払時期	上記、「報酬の計算方法」に記載のとおりで
	す。
委託特例事業者の報酬に関する事項	該当なし

不動産特定共同事業契約に係る不動産取引から損失が生じた場合における当該損失の負担 に関する事項

出資を伴う契約にあっては元本の返還につ	本事業者は、事業参加者からの出資額の返還
いて保証されたものではない旨	を保証する義務を負いません。また出資額の
	返還については保証されたものではありま
	せん。
任意組合契約等であって事業参加者が無限	本契約は左記の事項に該当しません。
責任を負うものにあっては、事業参加者が無	
限責任を負う旨	

業務及び財産の状況に係る情報の開示に関する事項

本事業に係る財産の管理状況についての報	本事業者は、2021 年 1 月末日までに、以降
告書の提示	は毎年1月末日までに、法第28条第2項に
	定める本事業に係る財産の管理の状況につ

	いての報告書を作成し、書面の交付又は電子
	情報処理組織を使用する方法により提供す
	るものとします。
本事業に係る財産の管理状況に関する説明	本事業者は、事業参加者が請求する場合は、
	本事業に係る財産の管理状況について説明
	するものとします。
本事業の業務および財産の状況を記載した	本事業者は、本事業に係る業務及び財産を記
書類の措置およびその閲覧	載した書類を事務所ごとに備え置き、事業参
	加者の請求に応じてこれを閲覧させるもの
	とします。

対象不動産の売却等に関する事項

対象不動産の売却等について	本事業者は、対象不動産等の売却等(売却し、
	又は本事業者の固有財産とし、もしくは他の
	不動産特定共同事業契約に係る財産とする
	行為をいいます。) を相当と判断するときは、
	適切な手続きにより対象不動産の売却等を
	行うものとします。

事業参加者の契約上の権利及び義務の譲渡の可否、条件、方法、手数料、支払方法及び支 払時期

可否	事業参加者は下記「条件」記載の場合に限り、
	本契約上の地位を譲渡することができます。
条件	事業参加者は、本事業者の事前の書面による
	交付又は電子情報処理書式を使用する方法
	による承諾がある場合に限り、本契約上の地
	位を譲渡することができます。なお、本事業
	者は正当な理由なしに当該承諾を拒否する
	ことはできないものとします。
方法	事業参加者は、本契約上の地位を譲渡する場
	合には、本事業者に対して書面又は電子情報
	処理組織によって当該譲渡の申込みを行い
	ます。又、事業参加者は本事業者に対し、当
	該譲渡の代理又は媒介に係る契約の締結を
	申込むことができます。本事業者はかかる申
	込みがあった場合、正当な理由なく拒否でき

	ないものとします。
手数料	事業参加者は、本契約上の地位を譲渡する場
	合、本事業者に対して当該譲渡に伴う事務手
	続きの対価として金 55,000 円を支払うもの
	とします。なお、事業参加者が本事業者に当
	該譲渡の代理又は媒介に係る業務を委託す
	る場合、事業参加者は、本事業者と別途合意
	するところにより本事業者に対し、当該業務
	に係る報酬を支払うものとします。
 支払方法及び支払時期	1. 支払方法
文仏方伝及い文仏時期	1. 文仏ガ伝 譲渡に伴う事務手数料及び事業参加者
	による本契約の解除に伴う事務手数料
	については、当該譲渡人、当該解除を行
	う事業参加者より本事業者が別途指定
	する預金口座へお振込みいただく方法
	によりお支払いただきます。なお、当該
	振込手数料は当該譲渡人。当該解除を行
	う事業参加者にご負担願います。
	2. 支払時期
	譲渡手続きの完了時に上記手数料をお
	支払いいただきます。

業務上の余裕金の運用に関する事項

本事業者は、本事業に係る資産に属する金銭を運用する場合、金融機関(施行規則第 11 条 第 2 項第 14 号口に規定するものに限ります。)の預金口座に預金する方法により運用する ものとします。

以上